

介護サービス事業者等自己点検票（（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所）

別紙1

令和6年11月更新版

事業所名：

項目	確 認 事 項	根拠法令等	は い	非 該 当	い え
第一 基本 方針	1 基本方針 【介護】 指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。	基準第89条 市条例第109条	☐	☐	☐
	【予防】 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	予防基準第69条 市予防条例第70条	☐	☐	☐
第二 人員 基準	1 従業員の員数【共通】 （１）夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上となっているか。 ●利用者（ ）人÷3＝（ ）≤介護従事者（ ）人 ※利用者の数は前年度の平均値	基準第90条第1項 基準第90条第2項 予防基準第70条第1項 予防基準第70条第2項 市条例第110条第1項 市条例第110条第2項 市予防条例第71条第1項 市予防条例第71条第2項	☐	☐	☐
	（２）夜間及び深夜の時間帯を通じてユニットごとに一以上の介護従業者が配置されているか。 ただし、当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が三である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて二以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。	基準第90条第1項 予防基準第70条第1項 市条例第110条第1項 市予防条例第71条第1項	☐	☐	☐
	（３）介護従業者のうち一以上の者は、常勤となっているか。	基準第90条第3項 予防基準第70条第3項 市条例第110条第3項 市予防条例第71条第3項	☐	☐	☐
	（４）事業所ごとに、計画作成担当者を配置しているか。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。	基準第90条第5項 予防基準第70条第5項 市条例第110条第5項 市予防条例第71条第5項	☐	☐	☐
	（５）計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているか。 ※必要な研修 茨城県において厚労省通知に基づき実施される「実践者研修」もしくは「基礎過程」。	基準第90条第6項 予防基準第70条第6項 市条例第110条第6項 市予防条例第71条第6項	☐	☐	☐
	（６）計画作成担当者のうち一以上の者は、介護支援専門員となっているか。 ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。	基準第90条第6項 予防基準第70条第6項 市条例第110条第6項 市予防条例第71条第6項	☐	☐	☐

項 目	確 認 事 項	根拠法令等	は い	非 該 当	い え
設 備 基 準	2 管理者【共通】 (1) 共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ※管理すべき事業所数が過剰であると判断される場合や訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務をする場合、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに事業所に駆けつけられない場合などが業務に支障があると考えられる。	基準第91条第1項 予防基準第71条第1項 市条例第111条第1項 市予防条例72条第1項	☐	☐	☐
	(2) 管理者は、適切な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であるか。	基準第91条第3項 予防基準第71条第3項 市条例第111条第3項 市予防条例72条第3項	☐	☐	☐
	(3) 管理者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものか。 ※必要な研修 茨城県において厚労省通知に基づき実施される「認知症対応型サービス事業管理者研修」。	基準第91条第3項 予防基準第71条第3項 市条例第111条第3項 市予防条例72条第3項	☐	☐	☐
	3 (介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者の代表者【共通】 (1) 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であるか。	基準第92条 予防基準第72条 市条例第112条 市予防条例73条	☐	☐	☐
	(2) 代表者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものであるか。 ※必要な研修 茨城県において厚労省通知に基づき実施される「認知症対応型サービス事業開設者研修」。	基準第92条 予防基準第72条 市条例第112条 市予防条例73条	☐	☐	☐
三	1 設備及び備品等【共通】 (1) 共同生活住居の数は1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)となっているか。	基準第93条第1項 予防基準第73条第1項 市条例第113条第1項 市予防条例74条第1項	☐	☐	☐
	(2) 入居定員を5人以上9人以下としているか。	基準第93条第2項 予防基準第73条第2項 市条例第113条第2項 市予防条例74条第2項	☐	☐	☐
	(3) 居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。 ※居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。	基準第93条第2項、第5項 予防基準第73条第2項、第5項 市条例第113条第2項、第5項 市予防条例74条第2項、第5項	☐	☐	☐
	(4) 一の居室の定員は、1人となっているか。 ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするすることができるものとする。	基準第93条第3項 予防基準第73条第3項 市条例第113条第3項 市予防条例74条第3項	☐	☐	☐
	(5) 一の居室の床面積は、7.43平方メートル以上となっているか。	基準第93条第4項 予防基準第73条第4項 市条例第113条第4項 市予防条例74条第4項	☐	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	は い	非 該 当	い え
四 運 営 に 関 す る 基 準	1 内容及び手続の説明及び同意【共通】 サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以降「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 上記に示す方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならず、この方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一 上記の一、二に規定する方法のうち事業者が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式	基準第108条 基準第3条7 予防基準第85条 予防基準第11条 市条例第128条 市条例第9条 市予防条例第86条 市予防条例第11条	☐	☐	☐
	2 提供拒否の禁止【共通】 正当な理由なく（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供を拒んでいないか。	基準第108条 基準第3条8 予防基準第85条 予防基準第12条 市条例第128条 市条例第10条 市予防条例第86条 市予防条例第12条	☐	☐	☐
	3 受給資格等の確認【共通】 サービスの提供を求められた際、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 ※被保険者証に認定審査会での意見等が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めなければならない。	基準第108条 基準第3条10 予防基準第85条 予防基準第14条 市条例第128条 市条例第12条 市予防条例第86条 市予防条例第14条	☐	☐	☐
	4 要介護認定の申請に係る援助【共通】 サービス提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	基準第108条 基準第3条11 予防基準第85条 予防基準第15条 市条例第128条 市条例第13条 市予防条例第86条 市予防条例第15条	☐	☐	☐
	5 入退居【共通】 （１）要介護者または要支援者（要支援２）であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供しているか。	基準第94条第1項 予防基準第74条第1項 市条例第114条第1項 市予防条例第75条第1項	☐	☐	☐
	（２）入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしているか。	基準第94条第2項 予防基準第74条第2項 市条例第114条第2項 市予防条例第75条第2項	☐	☐	☐
	（３）入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	基準第94条第3項 予防基準第74条第3項 市条例第114条第3項 市予防条例第75条第3項	☐	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	は い	非 該 当	い え
	(4) 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。	基準第94条第4項 予防基準第74条第4項 市条例第114条第4項 市予防条例第75条第4項	☐	☐	☐
	(5) 利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。	基準第94条第5項 予防基準第74条第5項 市条例第114条第5項 市予防条例第75条第5項	☐	☐	☐
	(6) 利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	基準第94条第6項 予防基準第74条第6項 市条例第114条第6項 市予防条例第75条第6項	☐	☐	☐
	6 サービスの提供の記録【共通】	基準第95条第1項 予防基準第75条第1項 市条例第115条第1項 市予防条例第76条第1項	☐	☐	☐
	(1) 入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。	基準第95条第2項 予防基準第75条第2項 市条例第115条第2項 市予防条例第76条第2項	☐	☐	☐
	(2) 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。	基準第95条第2項 予防基準第75条第2項 市条例第115条第2項 市予防条例第76条第2項	☐	☐	☐
	7 利用料等の受領【共通】	基準第96条第1項 予防基準第76条第1項 市条例第116条第1項 市予防条例第77条第1項	☐	☐	☐
	(1) 法定代理受領サービスに該当する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	基準第96条第2項 予防基準第76条第2項 市条例第116条第2項 市予防条例第77条第2項	☐	☐	☐
	(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	基準第96条第3項 予防基準第76条第3項 市条例第116条第3項 市予防条例第77条第3項	☐	☐	☐
	(3) 次に掲げる費用の額以外の支払いを受けていないか。 一 食材料費 二 理美容代 三 おむつ代 四 上記のほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	基準第96条第4項 予防基準第76条第4項 市条例第116条第4項 市予防条例第77条第4項	☐	☐	☐
	(4) 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	法施行規則第65条 法第42条の2	☐	☐	☐
	(5) サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、法施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。	基準第108条 基準第3条第20 予防基準第85条 予防基準第23条 市条例第128条 市条例第22条 市予防条例第86条 市予防条例第23条	☐	☐	☐
	8 保険給付のための証明書の交付【共通】	基準第97条第1項 市条例第117条第1項	☐	☐	☐
	法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	基準第97条第2項 市条例第117条第2項	☐	☐	☐
	9 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の取扱方針【共通】 【介護】(1)～(10)【予防】(5)～(9)のみ	基準第97条第3項 市条例第117条第3項	☐	☐	☐
	(1) 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われているか。	基準第97条第4項 市条例第117条第4項	☐	☐	☐
	(2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われているか。		☐	☐	☐
	(3) 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われているか。		☐	☐	☐
	(4) 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。		☐	☐	☐

項 目	確 認 事 項	根拠法令等	は い	非 該 当	い え
	(5) 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	基準第97条第5項 予防基準第77条第1項 市条例第117条第5項 市予防条例第78条第1項	☐	☐	☐
	(6) 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	基準第97条第6項 予防基準第77条第2項 市条例第117条第6項 市予防条例第78条第2項	☐	☐	☐
	(7) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図っているか。	基準第97条第7項第1号 予防基準第77条第3項第1号 市条例第117条第7項第1号 市予防条例第78条第3項第1号	☐	☐	☐
	※1「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられる。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ※2 委員会における実施事項は具体的に次の事項を想定している。 イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ロ 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ハ 身体的拘束適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。 ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。	サービス解釈通知(H30改定) 第3の五第4項			
	②身体的拘束等の適正化のための指針が整備されているか。 ※ 虐待の防止のための指針 事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目が盛り込まれているか。 イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	基準第97条第7項第2号 予防基準第77条第3項第2号 市条例第117条第7項第2号 市予防条例第78条第3項第2号 サービス解釈通知(H30改定) 第3の五第4項	☐	☐	☐
	③介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 に実施しているか。	基準第97条第7項第3号 予防基準第77条第3項第3号 市条例第117条第7項第3号 市予防条例第78条第3項第3号	☐	☐	☐
	(8) 自らその提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の質の評価を行っているか。	基準第97条第8項 予防基準第86条第2項 市条例第117条第8項 市予防条例第87条第2項	☐	☐	☐
	(9) 定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。 ①外部の者による評価 ②運営推進会議における評価	基準第97条第8項 予防基準第86条第2項 市条例第117条第8項 市予防条例第87条第2項	☐	☐	☐
	(10) 自己評価・外部評価の結果を入居（申込）者及びその家族へ提供するほか、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法や、市町村窓口、地域包括支援センターに置いておく方法、インターネットを活用する方法などにより、開示しているか。	サービス解釈通知(H27改定) 第3の五第4項(4)	☐	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	は い	非 該 当	い え
	1 0 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針【予防】	予防基準第86条第1項 市予防条例第87条第1項	☐	☐	☐
	(1) 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。		☐	☐	☐
	(2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。	予防基準第86条第3項 市予防条例第87条第3項	☐	☐	☐
	(3) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しているか。	予防基準第86条第4項 市予防条例第87条第4項	☐	☐	☐
	(4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。	予防基準第86条第5項 市予防条例第87条第5項	☐	☐	☐
	1 1 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針【予防】	予防基準第87条第1項 市予防条例第88条第1項	☐	☐	☐
	(1) サービスの提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。		☐	☐	☐
	(2) 計画作成担当者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。	予防基準第87条第2項 市予防条例第88条第2項	☐	☐	☐
	(3) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。	予防基準第87条第3項 市予防条例第88条第3項	☐	☐	☐
	(4) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	予防基準第87条第4項 市予防条例第88条第4項	☐	☐	☐
	(5) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しているか。	予防基準第87条第5項 市予防条例第88条第5項	☐	☐	☐
	(6) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われているか。	予防基準第87条第6項 市予防条例第88条第6項	☐	☐	☐
	(7) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。	予防基準第87条第7項 市予防条例第88条第7項	☐	☐	☐
	(8) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	予防基準第87条第8項 市予防条例第88条第8項	☐	☐	☐
	(9) 計画作成担当者は、他の介護従業者及び利用者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定介護予防サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っているか。	予防基準第87条第9項 市予防条例第88条第9項	☐	☐	☐
	(10) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っているか。	予防基準第87条第10項 市予防条例第88条第10項	☐	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	は い	非 該 当	い え
	1 2 認知症対応型共同生活介護計画の作成【介護】	基準第98条第1項 市条例第118条第1項	☐	☐	☐
	(1) 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させているか。		☐	☐	☐
	(2) 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。	基準第98条第2項 市条例第118条第2項	☐	☐	☐
	(3) 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。	基準第98条第3項 市条例第118条第3項	☐	☐	☐
	(4) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	基準第98条第4項 市条例第118条第4項	☐	☐	☐
	(5) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しているか。	基準第98条第5項 市条例第118条第5項	☐	☐	☐
	(6) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っているか。	基準第98条第6項 市条例第118条第6項	☐	☐	☐
	1 3 介護等【共通】	基準第99条第1項 予防基準第88条第1項 市条例第119条第1項 市予防条例第89条第1項	☐	☐	☐
	(1) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。		☐	☐	☐
	(2) 利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	基準第99条第2項 予防基準第88条第2項 市条例第119条第2項 市予防条例第89条第2項	☐	☐	☐
	(3) 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めているか。 ※利用者が介護従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮しているか。	基準第99条第3項 予防基準第88条第3項 市条例第119条第3項 市予防条例第89条第3項 サービス解釈通知(H27改定) 第3の五第4項(6)	☐	☐	☐
	1 4 社会生活上の便宜の提供等【共通】	基準第100条第1項 予防基準第89条第1項 市条例第120条第1項 市予防条例第90条第1項	☐	☐	☐
	(1) 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めているか。		☐	☐	☐
	(2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。 ※原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならない。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得ること。	基準第100条第2項 予防基準第89条第2項 市条例第120条第2項 市予防条例第90条第2項 サービス解釈通知(H27改定) 第3第5項第4項(7)	☐	☐	☐
	(3) 利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 ※例：会報の送付、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等。	基準第100条第2項 予防基準第89条第2項 市条例第120条第2項 市予防条例第90条第2項 サービス解釈通知(H27改定) 第3の五第4項(7)	☐	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	は い	非 該 当	い え
	1 5 利用者に関する市への通知【共通】 事業者は、サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 (1) 正当な理由なしに(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。	基準第108条 基準第3条の26第1項 予防基準第85条 予防基準第24条第1項 市条例第128条 市条例第28条第1項 市予防条例第86条 市予防条例第24条第1項	☐	☐	☐
	(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	基準第108条 基準第3条の26第2項 予防基準第85条 予防基準第24条第2項 市条例第128条 市条例第28条第2項 市予防条例第86条 市予防条例第24条第2項	☐	☐	☐
	1 6 緊急時等の対応【共通】 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	基準第108条 基準第80条 予防基準第85条 予防基準第56条 市条例第128条 市条例第99条 市予防条例第86条 市予防条例第56条	☐	☐	☐
	1 7 管理者の責務【共通】 (1) 管理者は、当該指定事業所の従業者の管理及び当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	基準第108条 基準第28条第1項 予防基準第85条 予防基準第26条第1項 市条例第128条 市条例第30条第1項 市予防条例第86条 市予防条例第26条第1項	☐	☐	☐
	(2) 管理者は、当該事業所の従業者に運営に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	基準第108条 基準第28条第2項 予防基準第85条 予防基準第26条第2項 市条例第128条 市条例第30条第2項 市予防条例第86条 市予防条例第26条第2項	☐	☐	☐
	1 8 管理者による管理【共通】 管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者でないか。 ※ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。	基準第101条 予防基準第78条 市条例第121条 市予防条例79条	☐	☐	☐
	1 9 運営規程【共通】 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 利用定員 ④ 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 入居に当たっての留意事項 ⑥ 非常災害対策 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項	基準第102条 予防基準第79条 市条例第122条 市予防条例第80条	☐	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	は い	非 該 当	い え
	20 勤務体制の確保等【共通】 (1) 利用者に対し適切な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。 次の内容について明確になっているか。 ①介護従業者の日々の勤務体制 ②常勤・非常勤の別 ③管理者との兼務関係 ④夜間及び深夜の勤務の担当者	基準第103条第1項 予防基準第80条第1項 市条例第123条第1項 市予防条例第81条第1項 サービス解釈通知(H27改定) 第3 第5項第4項(9)	☐	☐	☐
	(2) 介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しているか。	基準第103条第2項 予防基準第80条第2項 市条例第123条第2項 市予防条例第81条第2項	☐	☐	☐
	(3) 介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 その際、当該事業者は、以下対象外の者を除く全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 ■対象とならない者■ 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修一級課程・二級課程、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等	基準第103条第3項 予防基準第80条第3項 市条例第123条第3項 市予防条例第81条第3項 サービス解釈通知(R3改定) 第3の 二の二の三の(6)	☐	☐	☐
	(4) 適切な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ■事業所が講ずべき具体的な措置■ ① 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発しているか。 ② 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知しているか。 ■事業所が講ずることが望ましい取組について■ パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、 ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ② 被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等) ③ 被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組) が規定されているか。 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、(1)(事業主が講ずべき措置の具体的内容)の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。 この際、上記マニュアルや手引きについては、厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)	基準第103条第4項 予防基準第80条第4項 市条例第123条第4項 市予防条例第81条第4項 サービス解釈通知(R3改定)第3の1 の4第22号⑥	☐	☐	☐
	21 定員の遵守【共通】 入居定員及び居室の定員を超えて入居させていないか。 ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	基準第104条 予防基準第81条 市条例第124条 市予防条例第82条	☐	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	は い	非 該 当	い え
	2 4 非常災害対策【共通】 (1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいい、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により<u>防火管理者を置くこと</u>とされている指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所にあつてはその者に行わせているか。 また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、<u>防火管理について責任者を定め</u>、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。	基準第108条 基準第82条の2第1項 予防基準第85条 予防基準第58条の2第1項 市条例第128条 市条例第102条第1項 市予防条例第86条 市予防条例第59条第1項 サービス解釈通知(H27改定)第3の四の4(12)	☐	☐	☐
	(2) 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	基準第108条 基準第82条の2第2項 予防基準第85条 予防基準第58条の2第2項 市条例第128条 市条例第102条第2項 市予防条例第86条 市予防条例第59条第2項	☐	☐	☐
	2 5 衛生管理等【共通】 (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 このほか、次の点に留意事項について周知されているか。 イ 指定事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ロ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ハ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること	基準第108条 基準第33条第1項 予防基準第85条 予防基準第31条第1項 市条例第128条 市条例第59条の16第1項 市予防条例第86条 市予防条例第31条第1項 サービス解釈通知(R3改定)3第9号①	☐	☐	☐
	(2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 一 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。 ※ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。	基準第108条 基準第33条第2項第1号 予防基準第85条 予防基準第31条第2項第1号 市条例第128条 市条例第59条の16第2項第1号 市予防条例第86条 市予防条例第31条第2項第1号 サービス解釈通知(R3改定)3第9号②イ	☐	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	は い	非 該 当	い え
	二 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、厚生労働省の示す「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。	基準第108条 基準第33条第2項第2号 予防基準第85条 予防基準第31条第2項第2号 市条例第128条 市条例第59条の16第2項第2号 市予防条例第86条 市予防条例第31条第2項第2号 サービス解釈通知(R3改定)3第9号 ②ロ	☐	☐	☐
	三 当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。 ※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 （介護予防）認知症対応型共同生活介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	基準第108条 基準第33条第2項第3号 予防基準第85条 予防基準第31条第2項第3号 市条例第128条 市条例第59条の16第2項第3号 市予防条例第86条 市予防条例第31条第2項第3号 サービス解釈通知(R3改定)3第9号 ②ハ	☐	☐	☐
	2 6 掲 示【共通】 （1）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。（以下（2）に該当する場合はこの限りではない。）	基準第108条 基準第3条の32第1項 予防基準第85条 予防基準第32条第1項 市条例第128条 市条例第34条第1項 市予防条例第86条 市予防条例第32条第1項	☐	☐	☐
	（2）重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧ができるようになっているか。 この場合前項の規定による掲示に代えることができる。	基準第108条 基準第3条の32第2項 予防基準第85条 予防基準第32条第2項 市条例第128条 市条例第34条第2項 市予防条例第86条 市予防条例第32条第2項	☐	☐	☐
	（3）重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護情報公表システムをいう。	基準第108条 基準第3条の32第3項 予防基準第85条 予防基準第32条第3項 市条例第128条 市条例第34条第3項 市予防条例第86条 市予防条例第32条第3項	☐	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	は い	非 該 当	い え
	27 秘密保持等【共通】 (1) 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	基準第108条 基準第3条の33第1項 予防基準第85条 予防基準第33条第1項 市条例第128条 市条例第35条第1項 市予防条例第86条 市予防条例第33条第1項	☐	☐	☐
	(2) 事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	基準第108条 基準第3条の33第2項 予防基準第85条 予防基準第33条第2項 市条例第128条 市条例第35条第2項 市予防条例第86条 市予防条例第33条第2項	☐	☐	☐
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	基準第108条 基準第3条の33第3項 予防基準第85条 予防基準第33条第3項 市条例第128条 市条例第35条第3項 市予防条例第86条 市予防条例第33条第3項	☐	☐	☐
	28 広告【共通】 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	基準第108条 基準第3条の34 予防基準第85条 予防基準第34条 市条例第128条 市条例第36条 市予防条例第86条 市予防条例第34条	☐	☐	☐
	29 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止【共通】 (1) 指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	基準第106条第1項 予防基準第83条第1項 市条例第126条第1項 市予防条例第84条第1項	☐	☐	☐
	(2) 指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	基準第106条第2項 予防基準第83条第2項 市条例第126条第2項 市予防条例第84条第2項	☐	☐	☐
	30 苦情処理【共通】 (1) 提供した(介護予防)認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	基準第108条 基準第3条の36第1項 予防基準第85条 予防基準第36条第1項 市条例第128条 市条例第38条第1項 市予防条例第86条 市予防条例第36条第1項	☐	☐	☐
	(2) 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しているか。	基準第108条 基準第3条の36第2項 予防基準第85条 予防基準第36条第2項 市条例第128条 市条例第38条第2項 市予防条例第86条 市予防条例第36条第2項	☐	☐	☐
	(3) 提供した(介護予防)認知症対応型共同生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	基準第108条 基準第3条の36第3項 予防基準第85条 予防基準第36条第3項 市条例第128条 市条例第38条第3項 市予防条例第86条 市予防条例第36条第3項	☐	☐	☐
	(4) 市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しているか。	基準第108条 基準第3条の36第4項 予防基準第85条 予防基準第36条第4項 市条例第128条 市条例第38条第4項 市予防条例第86条 市予防条例第36条第4項	☐	☐	☐

項 目	確 認 事 項	根拠法令等	は い	非 該 当	い え
	(5) 提供した(介護予防)認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	基準第108条 基準第3条の36第5項 予防基準第85条 予防基準第36条第5項 市条例第128条 市条例第38条第5項 市予防条例第86条 市予防条例第36条第5項	☐	☐	☐
	(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	基準第108条 基準第3条の36第6項 予防基準第85条 予防基準第36条第6項 市条例第128条 市条例第38条第6項 市予防条例第86条 市予防条例第36条第6項	☐	☐	☐
	3 1 調査への協力等【共通】 提供した(介護予防)認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な(介護予防)認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	基準第108条 基準第84条 予防基準第85条 予防基準第60条 市条例第128条 市条例第104条 市予防条例第86条 市予防条例第61条	☐	☐	☐
	3 2 地域との連携等【共通】 (1) (介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、(介護予防)認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 ※ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の関連から、複数の事業所の運営推進会議を合同で行う場合、以下の要件を満たしているか。 ①利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ②同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域内に所在する事業所であっても差し支えないこと。	基準第108条 基準第34条第1項 予防基準第85条 予防基準第39条第1項 市条例第128条 市条例第59条17第1項 市予防条例第86条 市予防条例第39条第1項 サービス解釈通知(R3改定)第32の二第3項第10号	☐	☐	☐
	(2) 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。	基準第108条 基準第34条第2項 予防基準第85条 予防基準第39条第2項 市条例第128条 市条例第59条17第2項 市予防条例第86条 市予防条例第39条第2項	☐	☐	☐
	(3) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。	基準第108条 基準第34条第3項 予防基準第85条 予防基準第39条第3項 市条例第128条 市条例第59条17第3項 市予防条例第86条 市予防条例第39条第3項	☐	☐	☐
	(4) 事業の運営に当たっては、提供した(介護予防)認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	基準第108条 基準第34条第4項 予防基準第85条 予防基準第39条第4項 市条例第128条 市条例第59条17第4項 市予防条例第86条 市予防条例第39条第4項	☐	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	は い	非 該 当	い え
	3 3 事故発生時の対応【共通】 (1) 利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	基準第108条 基準第3条の38第1項 予防基準第85条 予防基準第37条第1項 市条例第128条 市条例第40条第1項 市予防条例第86条 市予防条例第37条第1項	☐	☐	☐
	(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	基準第108条 基準第3条の38第2項 予防基準第85条 予防基準第37条第2項 市条例第128条 市条例第40条第2項 市予防条例第86条 市予防条例第37条第2項	☐	☐	☐
	(3) 利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	基準第108条 基準第3条の38第3項 予防基準第85条 予防基準第37条第3項 市条例第128条 市条例第40条第3項 市予防条例第86条 市予防条例第37条第3項	☐	☐	☐
	3 4 虐待の防止【共通】 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ※1「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	基準第108条 基準第3条の38の2第1項第1号 予防基準第85条 予防基準第37条の2第1項第1号 市条例第128条 市条例第40条の2第1項第1号 市予防条例第86条 市予防条例第37条の2第1項第1号	☐	☐	☐
	※2 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討しているか。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図っているか。 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること	サービス解釈通知(R3改定)第3第4項第31号	☐	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	は い	非 該 当	い え
	(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。 ※ 虐待の防止のための指針 事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目が盛り込まれているか。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	基準第108条 基準第3条の38の2第1項第2号 予防基準第85条 予防基準第37条の2第1項第2号 市条例第128条 市条例第40条の2第1項第2号 市予防条例第86条 市予防条例第37条の2第1項第2号 サービス解釈通知(R3改定) 第3第4項第31号	☐	☐	☐
	(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ※ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。	基準第108条 基準第3条の38の2第1項第3号 予防基準第85条 予防基準第37条の2第1項第3号 市条例第128条 市条例第40条の2第1項第3号 市予防条例第86条 市予防条例第37条の2第1項第3号 サービス解釈通知(R3改定) 第3第4項第31号	☐	☐	☐
	(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 ※ 事業所における虐待を防止するための体制として、上記(1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者	基準第108条 基準第3条の38の2第1項第4号 予防基準第85条 予防基準第37条の2第1項第4号 市条例第128条 市条例第40条の2第1項第4号 市予防条例第86条 市予防条例第37条の2第1項第4号 サービス解釈通知(R3改定) 第3第4項第31号	☐	☐	☐
	3 5 会計の区分【共通】 事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	基準第108条 基準第3条の39 予防基準第85条 予防基準第38条 市条例第128条 市条例第41条 市予防条例第86条 市予防条例第38条	☐	☐	☐

